新型コロナウイルスワクチン接種
タクシー利用料金助成事業のお知らせ

この制度は、６５歳以上の高齢者のみの世帯で、接種会場への移動手段がない場合、タクシー利用料金の一部を助成することにより、接種の促進や移動時の感染リスクの軽減を目的にご利用いただけます。

対象世帯

次の①～③のすべてに該当し、接種会場への移動に支障のある世帯が対象となります。

① 市内に在住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている世帯
② 令和５年４月１日時点で６５歳以上の人（昭和３３年４月１日以前に生まれた人）のみで暮らしている世帯
※世帯分離をしていても同一住所であれば同一世帯とみなします。
③ 自身で運転ができない、あるいは近隣の家族等による送迎支援を受けられない世帯

助成券申請・利用期間

※ご利用には必ず事前に申請が必要です。
申請に必要なものは裏面にありますのでご確認ください。

申請受付期間

令和５年４月３日（月）～
（平日午前８時３０分～午後５時１５分）

申請受付場所

氷見市役所福祉介護課（B 棟１階）
郵送での受付も行います。

助成券利用期間

令和５年４月３日（月）～令和５年８月３１日（木）
※タクシー利用助成券は、接種当日のみ有効です

助成券利用条件

・居所（現在生活している場所）から医療機関・集団接種会場の往復に限定とします。
※新型コロナウイルスワクチン接種以外では対象となりません。
・乗車方法は通常のタクシーと同じです。
・氷見市福祉タクシー利用券と併用できます。（介護タクシーは不可）
・降車時に利用したい金額分の助成券と残りの料金をお支払いください。
・助成券はタクシー利用料金の超えての使用は出来ません。
※タクシー料金が 2,000 円の場合、助成券 2 枚（1,440 円分）に現金 560 円を添えて支払います。
・１回あたりの使用枚数の制限はありません。

申請に必要なもの

・申請書に必要な事項を記入して申請してください
※申請書は氷見市役所福祉介護課にあります。また、お問い合わせの電話に連絡をいただければ住所地に郵送いたします。
代理の方による申請（委任欄への記入が必要）や郵送による申請もできます。

・本人確認ができるもの
（例）後期高齢者医療被保険者証、運転経歴証明書、介護保険被保険者証、マイナンバーカードなど（郵送で申請する場合は、写しを同封してください。）

※申請書を郵送される場合で、上記の本人確認書類の同封が困難なときは、助成券を住所地に転送不要郵便で送付します。

・認印
※自署される場合は不要です。

※既に氷見市福祉タクシー利用券の交付を受けた人で本事業の要件に該当する人については、別途申請書を送付します。同封の返信用封筒にて必要な事項を記入した申請書を返送してください。

助成券の交付について

申請後、郵送で通知書と助成券【720 円券×2 枚（1,440 円）】が交付されます。
・交付は１世帯１回のみです。
・再交付はできません。
・他人に譲渡できません。
・対象世帯に該当しなくなった場合は失効します。
・偽りその他不正な行為があった場合は相当額を返還していただきます。

申請の状況により助成券の交付に日にちがかかる場合があります。ワクチン接種の予約が済んだら、早めに申請してください。

利用できるタクシー事業者

タクシー	
平和交通㈱	91－0303
㈱つばめ交通	74－0402

介護タクシー	
民間救急とやま	72－0999

【お問い合わせ先】
氷見市役所　福祉介護課　☎ 74－8112
☎ 74－8134